



SU Partners Tax Corporation

SUレター

旧暦では5月が夏の始まりです。クールビズも5月スタートになったように、暑い日が増えますので、ご自愛ください。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



5
2021

SUパートナーズ税理士法人

神奈川県横浜市神奈川区金港町6-3横浜金港町ビル3階

TEL : 045-442-0851 / FAX : 045-453-2851

東京都港区赤坂2-23-1アークヒルズフロントタワーRoP701

TEL : 03-6435-5255 / FAX : 03-6435-5256

実質無利子となる利子補給金 税務上の取扱いと仕訳例

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対して、資金繰りの支援等を目的とした借入利子を助成する制度『新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度』（以下、特別利子補給制度）があります。

この制度について税務上留意すべき点は、助成金（以下、利子補給金）の収益計上時期です。そこで今回は、制度の概要とともに、税務上の取扱いと仕訳例をご紹介します。

特別利子補給制度とは

1. 特別利子補給制度とは

特別利子補給制度とは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者が、日本政策金融公庫や商工組合中央金庫など、政府系金融機関から新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付により借入を行った場合に、その借入利子のうち**最長3年間分が実質無利子となるよう、利子相当分を補給する制度**です。

2. 対象事業者とは

この場合の対象となる事業者とは、事業規模等に応じた次の売上高要件を満たすなど、一定の要件に該当する者です。

	小規模企業者※1	中小企業者※1
個人	要件なし	売上高
法人	売上高▲15%以上※2	▲20%以上※2

（※1）小規模企業者とは、常時使用する従業員数が右の業種ごとにそれぞれの人数以下の事業者をいい、中小企業者とは小規模企業者以外の中小企業をいいます。

卸・小売業、サービス業	5名
上記以外の業種	20名

（※2）特別貸付で確認する最近1か月に加え、その後の2か月も含めた3か月間のうちのいずれか1か月で比較（前年又は前々年と同期比較）します。なお、貸付時期により、最近1か月から遡った6か月間の平均売上高、前3年のいずれかの年の同期等との比較も可能です。

3. 対象範囲

補給対象となる貸付の上限額と期間は、次のとおりです。

貸付上限額	<ul style="list-style-type: none"> 中小事業…3億円 国民事業…6,000万円
利子補給対象期間	借入後当初から 最長3年間

4. 申請から精算までの主な流れ

利子補給金の申請から精算までの主な流れは、以下のとおりです。



【③交付】時に、対象期間分の利子補給金が一括で振り込まれます。都度の補給ではないため、対象期間が終了した段階で、利子補給金額と実際の支払利子額に差が生じていた場合は、【④精算】の手続きが発生します。

税務上の取扱い

1. 原則的な収益計上時期

税務上、収入の収益計上時期は、原則として、「その収入すべき権利が確定した日」となります。法人はその収入すべき権利が確定した日の属する事業年度、個人はその収入すべき権利が確定した日の属する年分に、それぞれ計上することとなります。

たとえば国や地方公共団体からの助成金については、助成金等の交付が決定された日に、収入すべき権利が確定すると考えられますの

で、原則として、その助成金等の交付決定がされた日の属する事業年度（個人であれば年分）の収益として計上します。

2. 利子補給金の収益計上時期

ただし、利子補給金の収益計上時期は、上記1の原則とは異なり、前述【②審査・交付決定】の交付決定時に、一括で収益計上するわけではありません。

“実質無利子化する”というこの制度の性質上、収入が確定するのは補給対象となる支払利子の発生時点であり、その**発生時点で同額の利子補給金を収益として計上**します。

このような処理を通じて、税務上においても、“実質無利子化”として取扱うこととなります。

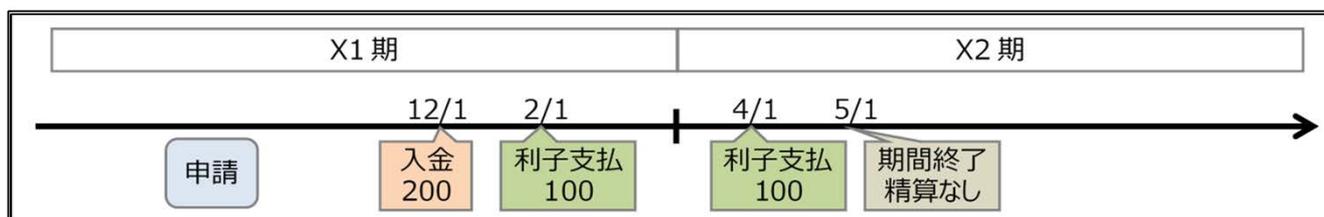
仕訳例

利子補給金の交付時、支払利子発生時の仕訳例を末尾に示しました。ここでの勘定科目は一例です。ご利用の勘定科目の中から、適宜選択をして仕訳を行いましょう。

民間金融機関による実質無利子制度

特別利子補給制度に類似した制度として、民間金融機関による実質無利子・無担保融資制度があります。これは、都道府県等による一定の制度融資について、保証料や利子を補助する制度です。大方のケースで、保証協会等に対して国等から補助分が直接支払われます。事業者が支払うことがないこの補助分は仕訳不要です。違いにご注意ください。

仕訳例：X1 期に利子補給金を申請し、交付決定を受け入金。X2 期 5 月 1 日に期間終了した場合



X1 期				X2 期			
日付	借方	貸方	金額	日付	借方	貸方	金額
12/1	現預金	前受金	200	4/1	支払利息	現預金	100
2/1	支払利息	現預金	100	4/1	前受金	雑収入	100
2/1	前受金	雑収入	100				

参考：

国税庁HP「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/faq/index.htm>
 財務省HP「新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の皆様へ」https://www.mof.go.jp/financial_system/fiscal_finance/coronavirus-jigyousya/coronavirus-jigyousya.html
 新型コロナウイルス感染症特別利子補給事業共同企業体HP「新型コロナウイルス感染症特別利子補給事業」<https://tokubetsu-riho.jp/>
 経済産業省HP「民間金融機関において実質無利子・無担保融資を開始します」<https://www.meti.go.jp/press/2020/05/20200501008/20200501008.html>



2021年度の社会保険料率が決定しました



今年も社会保険・労働保険ともに2021年度の保険料率が公表されました。そこで今回は、3月分（4月納付分）から見直しが行われた全国健康保険協会（以下、協会けんぽ）の料率とあわせ、それぞれの料率をご案内します。

社会保険

1. 健康保険料率・介護保険料率

2021年3月分から適用される協会けんぽの健康保険の保険料率は、下表のとおりとなりました。引上げが20道府県、引下げが26都県、据え置きは富山県の1県のみとなりました。

また、介護保険の保険料率は毎年見直しが行われ、2021年3月分より1.79%から1.80%へ引上げられています。

2. 厚生年金保険料率

厚生年金の保険料率は、2004年から段階的に引上げられましたが、2017年9月を最後に引上げが終了し、18.3%で固定されています。

労働保険

1. 労災保険率

労災保険率はそれぞれの業種の過去3年間の災害発生状況等により、原則3年ごとに見直されることになっています。前回、2018年度に見直しが行われ、2021年度は変更される年度に該当しますが、据え置きとなりました。

2. 雇用保険料率

雇用保険料率は毎年度、財政状況に照らして見直しが行われます。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う雇用調整助成金等の特例措置により、財政状況は悪化していますが、2021年度は据え置きとなりました。

2021年3月分からの協会けんぽの健康保険料率（都道府県支部別）

支部	新保険料率	支部	新保険料率	支部	新保険料率	支部	新保険料率
北海道	10.45%	東京都	9.84%	滋賀県	9.78%	香川県	10.28%
青森県	9.96%	神奈川県	9.99%	京都府	10.06%	愛媛県	10.22%
岩手県	9.74%	新潟県	9.50%	大阪府	10.29%	高知県	10.17%
宮城県	10.01%	富山県	9.59%	兵庫県	10.24%	福岡県	10.22%
秋田県	10.16%	石川県	10.11%	奈良県	10.00%	佐賀県	10.68%
山形県	10.03%	福井県	9.98%	和歌山県	10.11%	長崎県	10.26%
福島県	9.64%	山梨県	9.79%	鳥取県	9.97%	熊本県	10.29%
茨城県	9.74%	長野県	9.71%	島根県	10.03%	大分県	10.30%
栃木県	9.87%	岐阜県	9.83%	岡山県	10.18%	宮崎県	9.83%
群馬県	9.66%	静岡県	9.72%	広島県	10.04%	鹿児島県	10.36%
埼玉県	9.80%	愛知県	9.91%	山口県	10.22%	沖縄県	9.95%
千葉県	9.79%	三重県	9.81%	徳島県	10.29%		

2021年度は変更のないものが多いですが、現状の保険料率が正しい設定になっているか、厚生労働省から公開されているリーフレット等を参考に確認しておくといよいでしょう。